

第三次地域管理経営計画書

(第一次変更計画)

(東青森林計画区)

計 画 期 間 自 平成18年4月 1日
 至 平成23年3月31日

(第一次変更 平成22年3月)

東北森林管理局

【変更理由】

次の理由から国有林野管理経営規程（平成11年農林水産省訓令第2号）第6条第8項に基づき変更するものである。

1 森林吸収源対策を積極的に推進するために間伐による伐採総量を変更する。

また、中小径木を主体とするヒバ天然林や、保護樹帯に残されたヒバの取扱いについて検討するための「青森ヒバ施業検証試験地」を設定し、択伐及び間伐を実施するため、伐採総量及び更新総量を変更する。

【変更項目及び頁】

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	1
(4) 主要事業の実施に関する事項	1
① 伐採総量	1
② 更新総量	1
6 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	1
(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項	1

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(4) 主要事業の実施に関する事項

① 伐採総量

(単位：m³， ha)

区 分	主 伐	間 伐	計
計	1 5 1， 2 0 2	3 4 1， 1 8 6 (5,656)	4 9 2， 3 8 8

注) ()は間伐面積である。

② 更新総量

(単位：ha)

区 分	人工造林	天然更新	計
計	2 4 5	5 7 9	8 2 4

6 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

当計画区内の国有林野を試験研究機関等に対し、調査用フィールドとして提供するとともに、計画区内に設置されている試験地等を活用し技術交流を図るなど、民有林との連携強化に努める。

また、ヒバ天然林については、既存の試験地の活用、新規試験地の設定により、

① ヒバ中小径木を主体とする林分の間伐

② 設定目的を果たした保護樹帯の取扱い

についての技術的な検証を行う。

なお、増川ヒバ施業実験林については、昭和6年に開始したヒバ択伐施業の実験を継続しつつ、後世にヒバ美林を継承できるよう適切に管理していくとともに、周辺地域を含めて教育、レクリエーション施設の整備等の一環として地元市町村等にフィールドを積極的に提供しつつ、当該地域全体として、森林・林業の普及・啓発に資するよう努める。